

第 1 号 様 式 （ 第 4 条 関 係 ）

政 策 会 議 案 件 書 （ 審 議 案 件 ）

令 和 6 年 12 月 24 日 提 出

案 件 担 当 部 課 等	市 民 部 市 民 サ ー ビ ス 課
案 件 名 称	三 浦 市 散 骨 場 の 経 営 等 の 許 可 等 に 関 す る 条 例 の 基 本 方 針 に つ い て
部 門 経 営 会 議 審 議 し た 日	—
資 料 の 有 無	☒ 有 ☐ 無
審 議 依 頼 事 項 三 浦 市 散 骨 場 の 経 営 等 の 許 可 等 に 関 す る 条 例 の 制 定 に つ き、別 紙 の と お り 基 本 方 針 を 決 定 す る こ と に つ い て	
現 状 と 課 題 1 葬 送 を 巡 っ て は、近 年、樹 木 葬 形 態 等 の 埋 蔵 ・ 収 蔵 施 設 の 多 様 化 に 加 え、経 年 に よ る い わ ゆ る 「 墓 じ ま い 」 や、施 設 形 態 に 捉 わ れ な い 「 散 骨 」 の 手 法 も 見 ら れ る よ う に な っ て い る。一 方 で、国 内 で の 散 骨 を 巡 っ て は、地 域 住 民 と の 間 で の ト ラ ブ ル の 事 例 も 複 数 見 ら れ る。 2 現 在 の 国 の 法 律 で は 散 骨 に つ い て 直 接 の 規 制 は な い が、対 す る 市 民 感 情 は 必 ず し も 一 様 で な い と 考 え ら れ る ほ か、海 業 を は じ め 農 業 ・ 観 光 業 に 重 点 の あ る 本 市 と し て は、風 評 被 害 発 生 の 可 能 性 等 も 踏 ま え、散 骨 に つ い て 公 衆 衛 生 等 の 見 地 か ら 一 定 の 制 限 と 監 督 を 要 す る と 考 え ら れ る。ま た、係 る 施 策 は 条 例 に 基 づ く 必 要 が あ る。 3 な お、条 例 に 基 づ く 権 利 ・ 義 務 の 制 限 を 創 設 す る 施 策 で あ る こ と か ら、三 浦 市 パ ブ リ ッ ク コ メ ン ト 手 続 実 施 要 綱 所 定 の 手 続 を 実 施 す る 必 要 が あ る。	
案 件 担 当 部 課 等 の 見 解 市 内 に お け る 散 骨 場 の 経 営 等 の 許 可 等 に つ い て、別 紙 基 本 方 針 の と お り 条 例 制 定 を 行 う こ と と し た い。 審 議 決 定 後 は、パ ブ リ ッ ク コ メ ン ト 手 続 を 経 た 後 に、市 議 会 （ 定 例 会 の ほ か、臨 時 会 招 集 の 機 会 が あ る 場 合 に は 当 該 臨 時 会 ） に 対 し て 関 係 議 案 を 提 出 す る こ と と し た い。	
総 合 計 画 及 び 予 算 と の 関 係 大 綱 3 住 み 心 地 の よ い 都 市 を め ざ し て ～ 暮 ら し を 支 え る 目 標 5 安 心 で 安 全 な 生 活 環 境 づ く り 施 策 9 安 全 ・ 安 心 な ま ち づ く り の 推 進	
備 考 説 明 員 ソ リ バ ン 市 民 サ ー ビ ス 課 長 石 渡 市 民 サ ー ビ ス 課 G L 神 保 市 民 サ ー ビ ス 課 主 査	